区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十九年二月十五日

港区長　武井雅昭

記

平成二十七年十二月四日議決を得た工事請負契約（浜路橋改良工事（耐震補強））の契約金額「三億六千九百八十七万八千四百円」を「三億七千三百三万五千二百四十円」に変更する。

議案第一号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改める。

第七条第六号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十五条第二項中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改める。

第十五条の二第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

第二十条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二十四条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第二十八条中「第六条第五項」を「第六条第三項」に改める。

別表第一の六の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削る。

別表第二の五の項を次のように改める。

五	削除	

別表第二の六の項中「後期高齢者医療関係情報」という。）」の下に「、児童福祉法関係情報」を加え、「又は給付金」を「若しくは給付金の支給」に改め、同表の十三の項中「外国人生活保護関係情報」の下に「、障害者関係情報」を、「児童扶養手当関係情報」の下に「、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、「保育所又は」を「保育所若しくは」に改め、同表の十四の項中「児童扶養手当関係情報」の下に「、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、同表の十六の項中「地方税関係情報、」を削り、同表の十七の項中「又は」を「、」に改め、「子ども・子育て支援法関係情報」の下に「、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報又は保育所等入所情報」を加え、同表の十八の項中「地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、」及び「、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報」を削り、同表の二十の項中「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、」を「又は」に改め、「、障害者関

係情報又は障害者総合支援法関係情報」を削り、同表の二十五の項中「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、」を「又は」に改め、「又は障害者総合支援法関係情報」を削り、同表の三十の項中「地方税関係情報、」を削り、「、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報」を「又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の三十九の項中「、外国人生活保護関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の四十の項中「、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「又は障害者関係情報」に改め、同表の四十一の項中「、子ども・子育て支援法関係情報」を削り、「児童扶養手当関係情報」の下に「、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、同表の四十二の項中「、障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「又は障害者関係情報」に改め、同表の四十六の項中「国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「障害者総合支援法関係情報又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の四十七の項中「又は」を「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関

係情報、外国人生活保護関係情報、」に改め、「児童福祉法関係情報」の下に「又は医療保険給付関係情報」を加える。

別表第三の四の項の次に次のように加える。

四の二	区長	法別表第一の八の項に定める児童福祉法に関する事務であって区規則で定めるもの
	教育委員会	幼稚園入園情報であって区規則で定めるもの

付　則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

（説　明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（平成二十八年内閣府・総務省令第四号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第二号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第一項及び第三項並びに第九条の四第一項及び第三項において同じ。）」

を加える。

第九条の三の見出し中「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十六条の二　任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

２　介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の二第一項及び第二項中「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

３　前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、区規則で定める。

（説　明）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、要介護者を介護する職員の介護時間の新設及び超過勤務の制限について定めるため、本案を提出いたします。

議案第三号

港区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第七条の二　法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第五条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

職員の配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について定めるため、本案を提出いたします。

議案第四号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ⑵を次のように改める。

⑵　その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第三号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日（」を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（」に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第二号中「一歳二か月」を「一歳二箇月」に改め、同条第三号中「から一歳六か月」を「から一歳六箇月」に、「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六箇月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二　育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一　育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　死亡した場合

ロ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」

に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　前号イ又はロに掲げる場合

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第八条第一号中「、若しくは」を「、又は」に、「当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　育児短時間勤務をしている職員が第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十五条第二項中「又は」を「若しくは」に、「規定により育児時間を承認されている」を「規定による育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

付　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条の二中「第六条の四第一号」とあるのは「第六条の四第二項」と、「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（説　明）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）等の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部改正を踏まえ、条例

で定めることとされた育児休業の対象となる子について定めるほか、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、本案を提出いたします。

議案第五号

港区財政調整基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区財政調整基金条例の一部を改正する条例

港区財政調整基金条例（昭和四十七年港区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計純剰余金」を「港区一般会計純剰余金」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するため必要な場合は、港区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることにより、基金への積立てを行うことができる。

第三条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

財政調整基金の積立てに係る規定を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六号

港区震災対策基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区震災対策基金条例の一部を改正する条例

港区震災対策基金条例（平成九年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例

第一条中「震災の予防、応急対策及び復旧」を「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興」に、「港区震災対策基金」を「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金」に改める。

第二条に次の一項を加える。

２　前条に定める目的のために寄付された金員は、前項の規定により積み立てる額に充てることができる。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

震災対策基金の名称及び目的を改めるため、本案を提出いたします。

議案第七号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表三の部を次のように改める。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額			徴収時期
一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 ㈠　非住宅部分　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみのもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円	計画書の提出のとき又は計画通知のとき。
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四百円	

| | | |

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関す	又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定										知のとき。
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 二の項の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、同項に掲げる額	(二)　(一)以外の非住宅部分			(一)　モデル建物法による場合				(二)　標準入力法等による場合			
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
				五万六千四百円	九万円	十万二千百円	十六万五千百円	二十一万六千円	二十五万七千百円	三十六万六千七百円	四十五万三千円
証明書の交付申請のとき。											

| | | |

場合												
の申請の場合												
上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）								ロ　非住宅部分				
満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの				
	二万千円	四万六千円	八万千円	九千七百円	二万七千百円	八万四百円	十二万八千円	三万四千四百円				

	2 1以外の建築物													
	(1) 住戸ごとの申請の場合							(2) 一の建築物の申請の場合						
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	イ 住宅部分						ロ 非住宅部分	モデル建物法（二次エネルギー消	
	三万八千四百円	六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円			

| | | |

| | | |

		(二)(一)以外の場合							
2 1以外の建築物	(1) 住戸ごと	1 一戸建て住宅							
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	ロ 非住宅部分			
						当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
			二万四千二百円	二万七千円	四万八千五百円	六千九百円	一万九千百円	五万六千四百円	九万円
									五万七千円
									三万二千円

との申請の場合			(2) 一の建築物の申請の場合						
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	イ 住宅部分					ロ 非住宅部分	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
八万千円	十三万八千円	十九万七千円	四万八千五百円	八万千円	十三万八千円	十九万七千円		六万千百円	十万二千百円

六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の規定に基づく建							
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 五の項の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、同項に掲げる額					標準入力法等による場合		
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
					二十五万七千百円	二十一万六千円	十六万五千百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万九千百円		
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	三十六万六千七百円				
	四十五万三千円						
証明書の交付申請のとき。							

築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	七　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査												
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額												
		㈠　申請に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合											
		1　一戸建て住宅											
		五千百円											
		2　1以外の建築物											
		(1)　住宅部分									(2)　非住宅部分		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上						
		九千七百円	二万千円	四万六千円	八万千円	九千七百円	二万七千百円						
	認定申請のとき。												

											準をいう。）による場合
											平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
											当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
											十九万六千円
											当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
											二十八万千円
										仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
											三万三千百円
											当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
											五万八千円
											当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
											十万四千円
											当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの
											十五万七千円
										モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
											八万七千百円
											当該部分の床面
											十四万五千七百
										⑵ 非住宅部分	

								備考
					標準入力法等による場合			
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		
六十四万六千円	五十二万三千七百円	三十六万七千百円	二十二万七千百円	三十万九千円	二十三万五千七百円	円		

一　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適

合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）について、複合建築物（非住宅部分と住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分のうち居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合の手数料の額は、当該共用部分の全てを非住宅部分とみなして算出した額とする。

二　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であってその床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上である非住宅部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

三　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、一の項又は二の項の㈡の区分により算出した額とする。

四　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築の場合又は特定建築物以外の建築物の増築の場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

五　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

六　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

七　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

八　建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。

議案第八号

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「管理開始後当分の間国の補助を受けて使用料の減額を行う住宅及び」を「及び管理する住宅並びに」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　一般型住戸　特定公共賃貸住宅の住戸のうち高齢型住戸を除くものをいう。

三　高齢型住戸　特定公共賃貸住宅の住戸のうち高齢者向けのものをいう。

第三条第二項の表に備考として次のように加える。

備考　この表で定める戸数のうち高齢型住戸の戸数は、区規則で定める。

第七条第一項中「特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者は」を「一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は」に、「単身者用特定公共賃貸住宅」を「単身者用の一般型住戸」に改め、同項第二号中「含む」の下に「。次項第四号において同じ」を加え、同条第三項中「第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ときは、」の下に「第一項第一号又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

一　本人又は本人若しくは配偶者の親若しくは子が区内に居住していること。

二　前項第三号から第六号までに掲げる要件を満たしていること。

三　本人が六十五歳以上であること。

四　現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、その者が親族であること。

第二十六条第一項第一号中「者が、」の下に「一般型住戸にあっては」を、「直系尊属」の下に「、高齢型住戸にあっては使用者の六十五歳以上の配偶者又は使用者若しくはその配偶者の六十五歳以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系卑属」を加える。

付　則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説　明）

特定公共賃貸住宅の一部の住戸を高齢者向けに転用できることとするため、本案を提出いたします。

議案第九号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表港区営住宅シティハイツ六本木の項中「四十五戸」を「五十戸（単身者用二十四戸を含む。）」に改める。

付　則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説　明）

区営住宅シティハイツ六本木の建替えに伴い、戸数を変更するため、本案を提出いたします。

議案第十号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の部(一)の款中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

付則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

いきいきプラザの個人利用の使用料について、高校生の区分を定めるため、本案を提出いたします。

議案第十一号

港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例

（目的）

第一条　この条例は、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）が住み慣れた地域で安心して療養生活を営むことができるよう、がん患者及びその家族を支援するため、港区立がん在宅緩和ケア支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第二条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称

位置

港区立がん在宅緩和ケア支援センター	東京都港区白金台四丁目六番二号

（事業）

第三条　センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一　がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケア（がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする看護その他の行為をいう。）に係る相談に関すること。

二　がん患者の在宅における療養生活の支援に関すること。

三　がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流に関すること。

四　がん対策に係る普及啓発に関すること。

五　がん患者及びその家族の支援に係る関係機関の調整に関すること。

六　がん患者及びその家族を支援する者の育成に関すること。

七　センターの施設の利用に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（施設）

第四条　センターに置く施設は、次のとおりとする。

一　相談室

二　交流スペース
三　講習室
四　情報コーナー

（休館日）

第五条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一　日曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日
三　一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

（開館時間）

第六条　センターの開館時間は、午前十時から午後九時までとする。ただし、土曜日にあっては、午前十時から午後五時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（利用できるものの範囲）

第七条　センターの事業のうち、第三条第一号及び第二号に掲げる事業を利用できる者は、区内に住所を有するがん患者及びその家族並びにそれらを支援する者とする。

２　センターの施設のうち、講習室を利用できるものは、がん患者を支援する団体とする。

３　前二項の規定にかかわらず、区長が適当と認めるものは、第三条第一号及び第二号に掲げる事業又は講習室を利用することができる。

（利用の承認）

第八条　センターの施設のうち、講習室を利用しようとするものは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（利用の不承認）

第九条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

二　営利を目的として利用するとき。

三　管理上支障があると認めるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、区長が不適当と認めるとき。

（使用料）

第十条　センターの施設の使用料は、無料とする。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十一条　利用の承認を受けたものは、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設の変更禁止）

第十二条　センターの施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、センターの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用承認の取消し等）

第十三条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一　利用目的又は利用条件に違反したとき。

二　この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

三　災害その他の事故により、センターの施設の利用ができなくなったとき。

四　工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十四条　利用者は、センターの施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

2　前条の規定により、利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第十五条　利用者は、センターの施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を

減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第十六条　区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一　第三条各号に掲げる事業に関する業務（利用の承認に係るものを除く。）

二　施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三　施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

（指定管理者の指定）

第十七条　指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2　区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一　前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二　安定的な経営基盤を有していること。
三　センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
四　関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
五　前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準
3　区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。
（指定することができない法人等）
第十八条　区長は、区議会議員、区長、副区長、教育長並びに法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものを除く。）を指定管理者に指定することができない。
（指定管理者の指定の取消し等）
第十九条　区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
二　第十七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
三　第二十一条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
四　前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第二十条　区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理運営の基準等）

第二十一条　指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理運営に関する業務を行わなければならない。
一　関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
二　センターを利用するものに対して適切なサービスの提供を行うこと。
三　施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
四　業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

２　区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二　業務の実施に関する事項

三　業務の実績報告に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項

（委任）

第二十二条　この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付　則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十七条から第二十条まで及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（説　明）

がん在宅緩和ケア支援センターを設置するため、本案を提出いたします。

議案第十二号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

（港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第一条　港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

（港区子ども医療費助成条例の一部改正）

第二条　港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第十三号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「規則」を「区規則」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二号中「規則」を「区規則」に改める。

第十二条中「規則」を「区規則」に改める。

別表第一特殊疾病者の項を次のように改める。

特殊疾病者	区規則で定める疾病を有する者

付　則

１　この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例別表第一特殊疾病者の項に規定する疾病に該当して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の受給の対象となっている者は、この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定により手当の受給の対象となっている者とみなす。

（説　明）

心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病者の規定方法を改めるため、本案を提出いたします。

議案第十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

付則に次の一条を加える。

（平成二十九年度における保険料率の特例）

第九条　平成二十九年度における保険料率は、第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　令附則第二十条第一項第一号に掲げる者　三万三千七百二十三円

二　令附則第二十条第一項第二号に掲げる者　四万千二百十七円

三　令附則第二十条第一項第三号に掲げる者　四万八千七百十一円

四　令附則第二十条第一項第四号に掲げる者　五万九千九百五十二円

五　令附則第二十条第一項第五号に掲げる者　七万四千九百四十円

六　次のいずれかに該当する者　七万八千六百八十七円

イ　合計所得金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第十九条第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百二十五万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

七　次のいずれかに該当する者　八万二千四百三十四円

イ　合計所得金額が百二十五万円以上百九十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)

に係る部分を除く。）、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

八　次のいずれかに該当する者　八万九千九百二十八円

イ　合計所得金額が百九十万円以上二百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

九　次のいずれかに該当する者　十万四千九百十六円

イ　合計所得金額が二百五十万円以上三百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十　次のいずれかに該当する者　十一万九千九百四円

イ　合計所得金額が三百五十万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十一　次のいずれかに該当する者　十四万二千三百八十六円

イ　合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十二　次のいずれかに該当する者　十七万二千三百六十二円

イ　合計所得金額が七百五十万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)

に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十三　次のいずれかに該当する者　二十万六千八十五円

イ　合計所得金額が千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四　次のいずれかに該当する者　二十三万九千八百八円

イ　合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第二十条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十五　前各号のいずれにも該当しない者　二十七万三千五百三十一円

2　前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成二十九年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万九千九百七十六円とする。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説　明）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百号）の施行による介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正を踏まえ、保険料の所得段階区分の判定における基準の特例を定めるほか、保険料の減免申請期限を改めるため、本案を提出いたします。

議案第十五号

港区立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例

（港区立学校施設等使用条例の一部改正）

第一条　港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表㈡の部中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

（港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部改正）

第二条　港区立箱根ニコニコ高原学園条例（昭和三十九年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

（港区立運動場条例の一部改正）

第三条　港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「小学生・中学生一人一回（二時間以内）」を「小学生・中学生・高校生一人一回（二時間以内）」に改め、同表備考二中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

（港区スポーツセンター条例の一部改正）

第四条　港区スポーツセンター条例（昭和四十九年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一個人利用の場合の部中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

付　則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説　明）

学校施設等の個人利用の使用料について、高校生の区分を定めるため、本案を提出いたします。

議案第十六号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組

里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）」を加える。

第十一条の二の見出し中「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十八条の二　教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

２　介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規

則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条第一項及び第二項中「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3　前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、港区教育委員会規則で定める。

（説　明）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、要介護者を介護する幼稚園教育職員の介護時間の新設及び超過勤務の制限について定めるため、本案を提出いたします。

議案第１７号

平成２８年度

港区一般会計補正予算（第７号）

平成２８年度港区一般会計補正予算（第７号）

平成２８年度港区の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,541,881 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,574,868 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1　特別区税		69,476,625	6,088,948	75,565,573
	1　特別区民税	63,546,678	5,617,403	69,164,081
	3　特別区たばこ税	5,858,849	471,545	6,330,394
3　利子割交付金		1,000,000	△550,000	450,000
	1　利子割交付金	1,000,000	△550,000	450,000
4　配当割交付金		660,000	360,000	1,020,000
	1　配当割交付金	660,000	360,000	1,020,000
5　株式等譲渡所得割交付金		101,000	649,000	750,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	101,000	649,000	750,000
12　使用料及び手数料		7,559,837	155,051	7,714,888
	1　使用料	6,829,136	155,051	6,984,187
13　国庫支出金		14,223,265	△829,120	13,394,145
	1　国庫負担金	8,177,903	17,610	8,195,513
	2　国庫補助金	6,037,696	△846,730	5,190,966
14　都支出金		5,799,420	△469,840	5,329,580
	1　都負担金	2,411,647	16,918	2,428,565
	2　都補助金	2,434,398	△448,912	1,985,486
	3　都委託金	953,375	△37,846	915,529
15　財産収入		553,189	751,777	1,304,966
	1　財産運用収入	551,828	△123,198	428,630
	2　財産売払収入	1,361	874,975	876,336
16　寄附金		99,289	384,130	483,419
	1　寄附金	99,289	384,130	483,419
17　繰入金		2,370,999	△76,286	2,294,713
	1　基金繰入金	2,370,961	△76,286	2,294,675
18　繰越金		1,738,186	2,873,186	4,611,372
	1　繰越金	1,738,186	2,873,186	4,611,372

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 諸 収 入		2,295,171	205,035	2,500,206
	4 受託事業収入	242,635	△38,726	203,909
	5 収益事業収入	55,517	47,466	102,983
	7 雑　　入	1,360,995	196,295	1,557,290
歳　入　合　計		123,032,987	9,541,881	132,574,868

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2　総 務 費		20,493,304	7,279,574	27,772,878
	1　総務管理費	16,478,556	7,354,280	23,832,836
	3　戸籍住民基本台帳費	1,520,585	△22,491	1,498,094
	4　選 挙 費	361,582	△28,324	333,258
	5　統計調査費	125,027	△23,891	101,136
3　環境清掃費		5,456,889	△99,894	5,356,995
	1　環 境 費	1,100,712	△41,168	1,059,544
	2　清 掃 費	4,356,177	△58,726	4,297,451
4　民 生 費		44,063,352	△266,966	43,796,386
	1　社会福祉費	14,751,399	△223,380	14,528,019
	2　児童福祉費	23,983,876	△101,659	23,882,217
	3　生活保護費	5,253,149	58,073	5,311,222
5　衛 生 費		4,884,458	64,741	4,949,199
	1　保健衛生費	4,884,458	64,741	4,949,199
6　産業経済費		2,362,618	△149,129	2,213,489
	1　商 工 費	2,362,618	△149,129	2,213,489
7　土 木 費		16,791,061	△2,422,344	14,368,717
	1　土木管理費	2,125,882	△110,006	2,015,876
	2　道路橋りょう費	4,304,836	△1,329,058	2,975,778
	3　河 川 費	94,416	△56,282	38,134
	4　公 園 費	1,199,877	△29,554	1,170,323
	5　都市計画費	5,250,161	△669,978	4,580,183
	6　住 宅 費	2,119,034	388,000	2,507,034
	7　建 築 費	1,696,855	△615,466	1,081,389
8　教 育 費		18,752,812	△269,701	18,483,111
	1　教育総務費	8,069,156	△12,390	8,056,766
	2　小学校費	3,730,302	△38,840	3,691,462
	3　中学校費	2,227,381	△112,067	2,115,314
	4　校外施設費	197,341	△30,104	167,237
	5　幼稚園費	966,228	△76,300	889,928

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10　諸支出金		8,000,912	5,405,600	13,406,512
	1　財政積立金	122,331	5,908,610	6,030,941
	2　他会計繰出金	7,878,581	△503,010	7,375,571
歳　出　合　計		123,032,987	9,541,881	132,574,868

第 2 表　繰越明許費補正

追　加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード交付事務	千円 17,809

議案第１８号

平成２８年度

港区国民健康保険事業会計補正予算（第２号）

平成２８年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第２号）

平成２８年度港区の国民健康保険事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 430,128 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,260,219 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4　国庫支出金		5,464,299	83,501	5,547,800
	1　国庫負担金	5,416,672	83,501	5,500,173
7　都支出金		1,318,186	28,296	1,346,482
	1　都負担金	219,778	15,557	235,335
	2　都補助金	1,098,408	12,739	1,111,147
8　共同事業交付金		7,446,925	10,883	7,457,808
	1　共同事業交付金	7,446,925	10,883	7,457,808
10　繰入金		3,254,698	△ 313,297	2,941,401
	1　繰入金	3,254,698	△ 313,297	2,941,401
11　繰越金		35,000	620,745	655,745
	1　繰越金	35,000	620,745	655,745
歳入合計		27,830,091	430,128	28,260,219

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2　保険給付費		14,571,716	236,188	14,807,904
	1　療養諸費	12,815,314	126,851	12,942,165
	2　高額療養費	1,506,773	109,337	1,616,110
7　共同事業拠出金		7,548,617	62,227	7,610,844
	1　共同事業拠出金	7,548,617	62,227	7,610,844
9　諸支出金		53,052	131,713	184,765
	1　償還金及び還付金	53,051	131,713	184,764
歳　出　合　計		27,830,091	430,128	28,260,219

議案第１９号

平成２８年度

港区後期高齢者医療会計補正予算（第１号）

平成２８年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第１号）

平成２８年度港区の後期高齢者医療会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169,675 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,020,384 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1　後期高齢者医療保険料		2,816,165	198,207	3,014,372
	1　後期高齢者医療保険料	2,816,165	198,207	3,014,372
3　繰 入 金		1,927,696	△ 164,497	1,763,199
	1　繰 入 金	1,927,696	△ 164,497	1,763,199
4　繰 越 金		1	135,965	135,966
	1　繰 越 金	1	135,965	135,966
歳　入　合　計		4,850,709	169,675	5,020,384

歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1　総 務 費		156,147	0	156,147
	1　総務管理費	156,147	0	156,147
2　広域連合負担金		4,452,662	169,675	4,622,337
	1　広域連合負担金	4,452,662	169,675	4,622,337
歳　出　合　計		4,850,709	169,675	5,020,384

議案第２０号

平成２８年度

港区介護保険会計補正予算（第２号）

平成２８年度港区介護保険会計補正予算（第２号）

平成２８年度港区の介護保険会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,216 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,363,532 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算補正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰入金		2,696,187	△ 25,216	2,670,971
	1 一般会計繰入金	2,696,187	△ 25,216	2,670,971
歳　入　合　計		16,388,748	△ 25,216	16,363,532

歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1　総 務 費		747,794	△ 25,216	722,578
	1　総務管理費	747,794	△ 25,216	722,578
歳　出　合　計		16,388,748	△ 25,216	16,363,532

議案第２１号

平成２９年度港区一般会計予算

平成２９年度港区一般会計予算

目　　次

予　算　総　則 …… 7頁

第１表　歳入歳出予算 …… 8

　１　歳　　入 …… 8

　２　歳　　出 …… 10

第２表　債務負担行為 …… 12

平成２９年度港区一般会計予算

平成２９年度港区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,150,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1　特別区税		72,553,194
	1　特別区民税	66,633,101
	2　軽自動車税	71,948
	3　特別区たばこ税	5,845,180
	4　入湯税	2,965
2　地方譲与税		425,001
	1　自動車重量譲与税	302,600
	2　地方揮発油譲与税	122,400
	3　地方道路譲与税	1
3　利子割交付金		600,000
	1　利子割交付金	600,000
4　配当割交付金		660,000
	1　配当割交付金	660,000
5　株式等譲渡所得割交付金		600,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	600,000
6　地方消費税交付金		12,832,000
	1　地方消費税交付金	12,832,000
7　自動車取得税交付金		192,000
	1　自動車取得税交付金	192,000
8　交通安全対策特別交付金		45,000
	1　交通安全対策特別交付金	45,000
9　地方特例交付金		60,000
	1　地方特例交付金	60,000
10　特別区交付金		1,200,001
	1　特別区財政調整交付金	1,200,001
11　分担金及び負担金		1,548,518
	1　負担金	1,548,518
12　使用料及び手数料		7,750,724
	1　使用料	6,980,295
	2　手数料	770,429
13　国庫支出金		13,631,789

（単位：千円）

款	項	金額
	1　国庫負担金	8,797,124
	2　国庫補助金	4,828,236
	3　国庫委託金	6,429
14　都支出金		6,092,073
	1　都負担金	2,670,975
	2　都補助金	2,609,190
	3　都委託金	811,908
15　財産収入		462,101
	1　財産運用収入	461,143
	2　財産売払収入	958
16　寄附金		95,209
	1　寄附金	95,209
17　繰入金		43,988,550
	1　基金繰入金	43,988,549
	2　特別会計繰入金	1
18　繰越金		1,000,000
	1　繰越金	1,000,000
19　諸収入		2,413,840
	1　延滞金、加算金及び過料	153,361
	2　特別区預金利子	1,407
	3　貸付金元利収入	484,127
	4　受託事業収入	284,361
	5　収益事業収入	102,583
	6　物品売払代金	6,336
	7　雑入	1,381,665
歳入合計		166,150,000

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		734,935
	1 区議会費	734,935
2 総務費		56,655,519
	1 総務管理費	52,952,825
	2 徴税費	1,099,578
	3 戸籍住民基本台帳費	1,456,164
	4 選挙費	177,279
	5 統計調査費	50,436
	6 区民施設費	830,107
	7 監査委員費	89,130
3 環境清掃費		5,603,961
	1 環境費	1,169,345
	2 清掃費	4,434,616
4 民生費		46,338,170
	1 社会福祉費	13,463,425
	2 児童福祉費	27,500,336
	3 生活保護費	5,301,949
	4 国民年金費	72,460
5 衛生費		5,277,397
	1 保健衛生費	5,277,397
6 産業経済費		2,273,418
	1 商工費	2,273,418
7 土木費		17,144,348
	1 土木管理費	2,206,722
	2 道路橋りょう費	3,233,077
	3 河川費	99,150
	4 公園費	1,227,776
	5 都市計画費	4,502,604
	6 住宅費	4,334,533
	7 建築費	1,540,486
8 教育費		22,807,808

（単位：千円）

款	項	金額
	1 教育総務費	2,855,360
	2 小学校費	3,668,948
	3 中学校費	2,504,219
	4 校外施設費	162,443
	5 幼稚園費	1,408,024
	6 社会教育費	11,050,521
	7 社会体育費	1,158,293
9 公債費		770,107
	1 公債費	770,107
10 諸支出金		8,044,337
	1 財政積立金	57,807
	2 他会計繰出金	7,986,530
11 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		166,150,000

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
公衆浴場改修資金等融資に伴う利子補助	平成29年度～平成50年度	取扱金融機関が貸付をした金額に対する年５％以内に相当する額
中小企業融資に伴う利子補給	平成30年度～平成41年度	取扱金融機関が貸付をした金額に対する年2.6％以内に相当する額
小規模事業者経営改善資金融資に伴う利子補助	平成30年度～平成32年度	日本政策金融公庫が貸付をした金額に対する利子の30％に相当する額
旧協働会館整備	平成30年度～平成31年度	千円 299,694
税収納・滞納整理システム開発	平成30年度	千円 50,860
施設保全システム再構築	平成29年度～平成30年度	千円 28,577
（仮称）南青山二丁目公共施設整備（実施設計）	平成30年度	千円 31,988
赤坂四丁目電線類地中化整備	平成29年度～平成30年度	千円 89,343
芝浦四丁目電線類地中化整備	平成29年度～平成30年度	千円 78,643
シティハイツ高浜等整備（基本設計）	平成30年度	千円 20,792
シティハイツ高浜等解体	平成30年度	千円 191,679
赤羽小学校等改築（基本設計）	平成30年度	千円 42,870
芝浦小学校仮設校舎賃借	平成29年度～平成35年度	千円 518,400

事　　項	期　　間	限　度　額
赤坂中学校仮設校舎賃借	平成29年度～平成34年度	千円 1,020,600
赤坂中学校等改築（実施設計）	平成30年度	千円 155,958
港南幼稚園園舎増築（仮園舎賃借）	平成30年度～平成40年度	千円 81,810
麻布幼稚園園舎増築	平成30年度	千円 206,063
（仮称）科学館展示設営物等製造	平成29年度～平成31年度	千円 392,040
（仮称）科学館プラネタリウム機器製造	平成29年度～平成31年度	千円 331,560

議案第２２号

平成２９年度港区国民健康保険事業会計予算

平成２９年度港区国民健康保険事業会計予算

目　　次

予　算　総　則 …… 19頁

第１表　歳入歳出予算 …… 20

　１　歳　　入 …… 20

　２　歳　　出 …… 21

平成２９年度港区国民健康保険事業会計予算

平成２９年度港区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,253,409 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
1　国民健康保険料		8,158,542
	1　国民健康保険料	8,158,542
2　一部負担金		4
	1　一部負担金	4
3　使用料及び手数料		120
	1　手 数 料	120
4　国庫支出金		5,511,283
	1　国庫負担金	5,460,518
	2　国庫補助金	50,765
5　療養給付費等交付金		273,273
	1　療養給付費等交付金	273,273
6　前期高齢者交付金		2,009,993
	1　前期高齢者交付金	2,009,993
7　都支出金		1,371,954
	1　都負担金	263,386
	2　都補助金	1,108,568
8　共同事業交付金		7,733,469
	1　共同事業交付金	7,733,469
9　財産収入		1
	1　財産運用収入	1
10　繰 入 金		3,152,097
	1　繰 入 金	3,152,097
11　繰 越 金		35,000
	1　繰 越 金	35,000
12　諸 収 入		7,673
	1　延滞金、加算金及び過料	5
	2　預金利子	96
	3　雑　　入	7,572
歳　入　合　計		28,253,409

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	金　額
1　総 務 費		559,396
	1　総務管理費	450,979
	2　徴 収 費	108,417
2　保険給付費		14,593,912
	1　療養諸費	12,771,139
	2　高額療養費	1,571,531
	3　移 送 費	400
	4　出産育児諸費	222,292
	5　葬 祭 費	15,260
	6　結核・精神医療給付金	13,290
3　後期高齢者支援金等		3,305,656
	1　後期高齢者支援金等	3,305,656
4　前期高齢者納付金等		11,657
	1　前期高齢者納付金等	11,657
5　老人保健拠出金		106
	1　老人保健拠出金	106
6　介護納付金		1,583,232
	1　介護納付金	1,583,232
7　共同事業拠出金		7,847,475
	1　共同事業拠出金	7,847,475
8　保健事業費		188,523
	1　特定健康診査等事業費	179,110
	2　保健事業費	9,413
9　諸支出金		63,452
	1　償還金及び還付金	63,451
	2　公 債 費	1
10　予 備 費		100,000
	1　予 備 費	100,000
歳　出　合　計		28,253,409

議案第２３号

平成２９年度港区後期高齢者医療会計予算

平成２９年度港区後期高齢者医療会計予算

目　　次

予　算　総　則 …… 27頁

第１表　歳入歳出予算 …… 28

　１　歳　　入 …… 28

　２　歳　　出 …… 29

平成２９年度港区後期高齢者医療会計予算

平成２９年度港区の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,313,778千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
1　後期高齢者医療保険料		3,098,148
	1　後期高齢者医療保険料	3,098,148
2　使用料及び手数料		1
	1　手 数 料	1
3　繰 入 金		2,099,643
	1　繰 入 金	2,099,643
4　繰 越 金		1
	1　繰 越 金	1
5　諸 収 入		115,985
	1　延滞金及び過料	2
	2　償還金及び還付金	5,000
	3　預金利子	52
	4　受託事業収入	110,930
	5　雑　入	1
歳　入　合　計		5,313,778

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	金　額
1　総 務 費		319,402
	1　総務管理費	319,402
2　広域連合負担金		4,751,836
	1　広域連合負担金	4,751,836
3　保険給付費		84,160
	1　葬 祭 費	84,160
4　保健事業費		103,380
	1　保健事業費	103,380
5　諸支出金		5,000
	1　償還金及び還付金	5,000
6　予 備 費		50,000
	1　予 備 費	50,000
歳　出　合　計		5,313,778

議案第２４号

平成２９年度港区介護保険会計予算

平成２９年度港区介護保険会計予算

目　　次

予　算　総　則 …… 35頁

第１表　歳入歳出予算 …… 36

　１　歳　　入 …… 36

　２　歳　　出 …… 37

平成２９年度港区介護保険会計予算

平成２９年度港区の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,818,562 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成２９年２月１５日提出

港区長　武　井　雅　昭

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
1　介護保険料		3,949,223
	1　介護保険料	3,949,223
2　使用料及び手数料		1
	1　手 数 料	1
3　国庫支出金		3,334,241
	1　国庫負担金	2,677,404
	2　国庫補助金	656,837
4　支払基金交付金		4,417,660
	1　支払基金交付金	4,417,660
5　都支出金		2,356,188
	1　都負担金	2,213,628
	2　都補助金	142,560
6　財産収入		208
	1　財産運用収入	208
7　寄 附 金		1
	1　寄 附 金	1
8　繰 入 金		2,734,790
	1　一般会計繰入金	2,734,790
9　繰 越 金		6,641
	1　繰 越 金	6,641
10　諸 収 入		19,609
	1　延滞金、加算金及び過料	6,559
	2　預金利子	88
	3　雑　　入	12,962
歳　　入　　合　　計		16,818,562

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1　総 務 費		680,223
	1　総務管理費	680,223
2　保険給付費		15,068,847
	1　介護サービス等諸費	15,068,847
3　地域支援事業費		992,416
	1　介護予防・生活支援サービス事業費	585,768
	2　一般介護予防事業費	137,533
	3　包括的支援事業・任意事業費	264,388
	4　その他諸費	4,727
4　基金積立金		48,651
	1　基金積立金	48,651
5　諸支出金		6,641
	1　償還金及び還付金	6,640
	2　一般会計繰出金	1
6　公 債 費		21,784
	1　財政安定化基金償還金	21,784
歳　　出　　合　　計		16,818,562

議案第二十五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一　公の施設の名称

港区立六本木駅自転車駐車場

二　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ＮＣＤグループ

東京都品川区西五反田四丁目三十二番一号日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社内

三　指定の期間

平成二十九年八月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（説　明）

六本木駅自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第二十六号

包括外部監査契約の締結について

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者　港区長　武井雅昭

包括外部監査契約の締結について

左記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

一　契約の相手方　住所　東京都中野区新井一丁目
氏名　谷川淳
資格　公認会計士

二　契約の期間　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三　契約金額　九百七十二万円を上限とする額

四　費用の支払方法　監査の結果に関する報告提出後に一括払い

（説明）

平成二十九年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき、本案を提出いたします。